日本私立大学連盟の

提言·主張

「私大連」という)が直近で行った提言・主張についてご紹介する。化に資する。」という目的を踏まえ、日本私立大学連盟(以下、性を保証し、人類の未来に貢献する人間を育成するため基盤強「建学の精神に基づく各会員大学の独自性と私立大学の多様

「大学入学共通テスト」の実施時期に関する意見について

現在、文部科学省「大学入学者選抜協議会」では、「大学入学共通テスト」の新たな考え方に基づき、大学入学共選抜方法の更なる改善に向けて議論されている。通テスト」の実施時期に関する検討会議」で再検討された「大き、大学入学の目協議会に提示した。

「大学入学共通テスト」の実施時期に関する意見文部科学省「大学入学者選抜協議会」御中

令和3年7月

般社団法人日本私立大学連盟

で再検討された「大学入学共通テスト」の新たな考え方にられるとともに、「大学入試のあり方に関する検討会議」の検討によって、更なる大学入学者選抜方法の改善が図日本私立大学連盟(以下、私大連という)は、貴協議会

基づき、実質的な議論がなされることを期待しています。 基づき、実質的な議論がなされることを期待しています。 基づき、実質的な議論がなされることを期待しています。 基づき、実質的な議論がなされることを期待しています。

実施時期に関する現状と私大連の考えを提示します。リシーに基づき、能力・意欲・適性や活動歴を多面的・総合的に評価・判定するという大学入学者選抜の体制を確立的に評価・判定するという大学入学者選抜の体制を確立

学者選抜改革を推進していかなくてはなりません。

○ 現行の「大学入学共通テスト」の されるため、多くの私立大学は「大学入学共通テスト」の 立大学の個別学力検査(一般選抜)は2月1日から開始 立大学の個別学力検査(一般選抜)は2月1日から開始 立大学の個別学力検査(一般選抜)は2月1日から開始 立大学のの成績提供日は令和3年度が のである。私

成績結果を判断材料とすることができない。

○ 学校推薦型選抜の判定結果の発表の日程について、 ○ 学校推薦型選抜の判定結果の発表の日程について、 学入学者選抜実施要項」では「一般選抜の試験期日の 現行の成績提供の日程では学校推薦型選抜の対定に「大 現行の成績提供の日程では学校推薦型選抜の試験期日の 学入学共通テスト」の成績を利用することができない。

このように、社会変化に対応し、多様な資質・能力の評価が求められる中で、「大学入学共通テスト」を活用した個別学力検査(一般選抜)を行おうとしても、現在の日程では、アスト」を活用することは、事実上不可能である。私立大学が各大学入学者選抜に、知識・技能を確認する手段としずが各大学入学者選抜に、知識・技能を確認する手段としずが各大学入学者選抜に、知識・技能を確認する手段としずが各大学入学者選抜に、知識・技能を確認する手段としずが各大学入学者選抜に、知識・技能を確認する手段としずが各大学入学者選抜に、知識・技能を確認する手段としずが各大学入学者選抜に、知識・技能を確認する手段としずが多大学入学者選抜に、知識・技能を確認する手段としずが求められる中で、「大学入学共通テスト」を活用できるように見直していただきたい。

以上

文部科学省「学校法人ガバナンス改革会議」に意見提出

2

現在、文部科学省では「学校法人ガバナンス改革会議」現在、文部科学省では「学校法人ガバナンス改革会議」現在、文部科学省では「学校法人ガバナンス改革会議」現在、文部科学省では「学校法人ガバナンス改革会議」

文部科学省の「学校法人ガバナンス改革会議」の議論は、文部科学省の「学校法人ガバナンス改革会議」の議論は、大学の健全な経営と教育研究の発展を阻害し、建学人の重要事項の議決と理事及び監事の選解任をできる」という権限の集中は、法人をめぐる新たな主導権争いを誘発しかねない、学校法人ガバナンスの本質を問う課題です。下記の通り、評議員会の機能の見直し案に対し、日本私立大学連盟(以下「私大連」)の意見と提案を公表するとともに、法改正に向けては、私立大学の真に健全なガバナンス体制の構築が図られるよう強く要望します。

2021年10月

一般社団法人日本私立大学連盟

私立大学のガバナンス改革に関する意見と提案

現在、私立学校法の改正に向けて検討が進められている

記

1 学外者のみで構成される評議員会の本質的課題

運営への意見反映の中核的機能」を果たし、私立大学の公学校法人制度において、評議員会は「幅広い議論と法人

客観的な監督機能を強化するガバナンスの形式論を重 と、長期的視野により責任を持って教育研究の支援・運営 に関する経営判断の是非を議論することは困難である。 に関する経営判断の是非を議論することは困難である。 に関する経営判断の是非を議論することは困難である。 性もある。

学の公共性と健全な発達に資する仕組みとする。ま上で教職員や設立関係者などの構成により、私立大上で教職員会は、学外者を一定割合以上確保した

より一律に規定しない。た、この構成のバランスは学校法人の特徴や規模等に

意思決定のスピードの鈍化

2

社会変化の激しい時代の私立大学の「攻めのガバナンス」においては、教学と経営が一体となりスピード感ある的確な意思決定を行うことで、大胆な大学改革を進めていくことが重要である。上記1の課題を改善したとしても、評議員会に意思決定・執行の権限を集中させすぎると、必ず現場の理解、同調を図ることは相当なエネルギーを要することが容易に想像され、迅速な大学改革の流れに完全に逆見人事、学位授与等の教学運営に関する事項にまで踏み員人事、学位授与等の教学運営に関する事項にまで踏み込んで議決を行うべきではない。

に向けた説明責任を果たすことで確保することができバナンス・コードへの遵守状況を公表し、ステークホルダー定の内容が適切であることが大前提であり、その点はガロジャンステムはスピード感とともに意思決

インの実行に努めてまいる所存である。ス・コードのさらなる浸透とコンプライ・オア・エクスプレる。その意味で、私大連としても加盟校としても、ガバナン

校法人の自律性に基づき決定できる仕組みとする。組織・運営の基本的なあり方や業務の基本方針に関す組織・運営の基本的なあり方や業務の基本方針に関す

3 学内の対立構造の先鋭化

対する牽制・監督を目的になされる必要があるが、それをを抑制するための機能の必要性は、学校法人が自浄作用をがあり、学部等の組織によっても異なる利害関係が生じ、経営制断に学内の対立を伴うことも多い。特に不適切なリー営判断に学内の対立を伴うことも多い。特に不適切なリー営判断に学内の対立を伴うことも多い。特に不適切なリーダーを解任するというガバナンスの発揮は、あくまで業務にがする牽制・監督を目的になされる必要があるが、それを対する牽制・監督を目的になされる必要があるが、それを対する牽制・監督を目的になされる必要があるが、それを対する牽制・監督を目的になされる必要があるが、それを対する牽制・監督を目的になされる必要があるが、それを対する牽制・監督を目的になされる必要があるが、それを対する牽制・監督を目的になされる必要があるが、それを対する牽制・監督を目的になされる必要があるが、それを対する牽制・監督を目的になされる必要があるが、それを対する牽制・監督を目的になされる必要があるが、それを対するを対している。

導権争いを誘発する紛争の場となるおそれがある。超えて学内の対立構造が持ち込まれると、評議員会が主

〈提案〉理事の解任手続は、監事と評議員会の連携に〈提案〉理事の解任手続は、監事と評議員会の連携に

【参考】私大連加盟校における攻めと守りのガバ

ナンス向上の取組の一例

○ 私立学校法第42条第1項に定める「理事長があらいというではない。 ○ 私立学校法第42条第1項に定める「理事長があらではない。

○ 加盟校においては、現在8割強が内部監査組織を設

監査の充実に努めている。 置し、監事、会計監査人及び内部監査組織による三様

の醸成を図るとともに、法人が抱えている課題を共有 ○ 理事や評議員の就任時に、オリエンテーションを開催 している法人もある。 し、その使命や役割、法人関連規程や関係法規の理解

載された意見を議場で紹介している法人もある。 との賛成・反対の意思表示は採決に加え、記述欄に記 理事会の欠席者は意思表示書を提出することとし、議 述べることができる仕組みを構築するとともに、議案ご 案ごとの賛成・反対の意思表示及び記述欄にて意見を 評議員会や理事会の実質化を図るべく、評議員会・

取り組みとしている。 成や関与の度合いの向上」に努めるなど、組織全体の の構築を通して「教職員の意識改革、当事者意識の醸 理解、浸透」に、また、中期計画に係るPDCAサイクル センサスの醸成」を、作成後は「教職員に対する共有、 0 中期計画の作成前には「教職員との意思疎通、コン

合や、評議員に「学内関係者」が占める割合を令和元 0 理事における「教員理事」や「職員理事」が占める割

> 感ある的確な意思決定を行うために、それぞれの実態 る。各学校法人が教学と経営の一体となったスピード 過半数を超えるように増やしている法人も一定数あ 半数を超えないよう減らす法人が一定数ある一方で、 を絶えず進めている状況である。 を踏まえたガバナンス改革のための自律的な取り組み

年度と令和2年度とで比較すると、それらの割合が過

3

がその選択を諦めざるを得ない状況となっている。は9%で、私立大学が受け入れている留学生のほとんどが私費留学生である。コロナ禍で出入国が制限されていが私費留学生である。コロナ禍で出入国が制限されている

要望書を提出した。

松大連では、日本への留学を希望する世界の学生たち、大学の状況をご理解いただくべく、文部科学省、と私立大学の状況をご理解いただくべく、文部科学省、

令和3年10月

一般社団法人日本私立大学連盟

会長 田中 愛治

私費外国人留学生等に対する入国制限緩和の要望

昨年来の新型コロナウイルスの影響により、学位取得を目的とした私費外国人留学生が、日本に入国できない状況が長期化しています。私立大学におきましては、世界各国の外国人留学生より、早く来日して日本で学びたいとの声が日増しに切実なものとなっており、これまでオンラインを活用した科目提供はもとより、様々な交でオンラインを活用した科目提供はもとより、様々な交がの場を設けるなど可能な限り対応してきています。しかしながら、一度も日本での実体験がないままで学びのかしながら、一度も日本での実体験がないままで学びのかしながら、一度も日本での実体験がないままで学びのかしながら、一度も日本での実体験がないままで学びのかしながら、一度も日本での実体験がないままで学びのかしながら、一度も日本での実体験がないままで学びのかしながら、一度も日本での実体験がないままで学びのかしながら、一度も日本での実体験がないままで学びのかしながら、一度も日本での実体験がないままで学びのかしながら、一度も日本での実体験がないままで学びのかしなが、日本への留学に見切りをつけ、他国への転挙を考えざるを得ない深刻な状況となっています。

はこうした機運を削ぎ、既に入学している学生の転学やの留学意欲が高まっています。入国制限のさらなる継続米と比較すると抑えられており、安全性の観点で日本へ現在、新型コロナウイルスの感染者数や死亡者数が欧

留学生の多くが私立大学の私費留学生であり、日本の 今後の志望者の減少による大学、およびわが国へのダ 可能性があるこの時機を逸することなく、大学のグロー 大学を選んだ貴重な私費外国人留学生達へ門戸を開く メージは極めて大きいものがあります。とりわけ、日本の

バル化を推進しなければなりません。 このような状況を踏まえ、下記の通り、私費留学生及

記

び交換留学生に対する入国緩和の特例措置を講じてい

ただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

留学生の入国制限の緩和をお願いしたい。 に入国が可能になっている国費留学生だけでなく、私費 1.私立大学の留学生の多くは私費留学生である。すで

必要な役割を果たすものである。不要不急の短期の渡 2.大学間の協定などに基づく交換留学生の受入れは派 遣と対になっており、国内大学の国際教育活動において

> 可能としていただきたい。 航と区別して、中長期にわたる交換留学生の受入れを

以 上